

令和7年度  
第3回

国民健康保険運営協議会議事録

令和7年12月18日（木）開催

加古川市健康医療部国民健康保険課

日時 令和7年12月18日(木) 午後1時58分から午後3時14分まで

場所 加古川市役所 新館9階 191会議室

**出席者等**

- (1) 委員出席者 11名
- (2) 委員欠席者 1名
- (3) 事務局出席者 9名

## 会議次第

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 報告事項
    - ・子ども・子育て支援分の保険料について
    - ・令和8年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について
  - (2) 協議事項
    - ・加古川市国民健康保険料の料率見直しについて
  - (3) その他
- 3 閉会

## 概要

事務局

ただいまから令和7年度第3回国民健康保険運営協議会を開会します。  
資料の確認ですが、次第、令和7年度第3回国民健康保険運営協議会資料、高額療養費支給申請手続の簡素化に関する案内をお配りしています。  
それでは初めに、当協議会の会長にご挨拶いただきます。

会長

(会長挨拶)

事務局

次に、出欠状況について確認します。本日は1名の委員から所用のため欠席と連絡をいただいています。したがって本日の協議会には、委員定数12名に対し、11名の委員が出席されています。よって、本日の国民健康保険運営協議会は、協議会規則第4条第3項の規定のとおり、委員の定数の2分の1以上に達しており、会議が成立していることをご報告します。  
それでは、この後の議事運営に関しましては、会長にお願いすることとなりますので、会長、よろしく申し上げます。

会長

議事に入ります前に、加古川市国民健康保険運営協議会規則第7条に規定する本日の議事録署名委員を2名指名します。  
それではただいまから議事に入ります。まず報告事項「子ども・子育て支援分の保険料について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。

事務局

(「第3回国民健康保険運営協議会資料」P1～2より説明)

会長

説明は終わりました。ご質問・ご意見があれば承ります。

委員

子ども・子育て支援分の保険料について、令和6年に法律が公布されたときに認知された方もある程度いたと思われませんが、多くの方は来年7月に納付通知が届い

て初めて自身の負担を認識されるのではないのでしょうか。国保加入者の立場として、制度の周知はある程度事前に行う必要があると思いますが、今後の周知方法や時期について、検討していることがあれば教えてください。

事務局

保険料負担が増えることになるため、ご意見のとおり、被保険者への周知は非常に大切だと考えております。具体的な時期はまだ決まっていますが、ホームページ、広報かこがわ、窓口で配付するチラシ等について、わかりやすいものを作成し、丁寧に周知していきたいと考えております。

委員

できるだけ丁寧に、わかりやすい周知について、工夫していただきたいと思いません。

会長

被保険者の理解が得られるような周知をしていただくことをお願いしたいと思います。また、本日提示する次年度の保険料率見直しに対する答申に反映させたいと思います。

それではこの件についてはこの程度にとどめさせていただきます。

続きまして、報告事項の2つ目、「令和8年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について」を議題にいたします。事務局は説明をお願いします。

事務局

(「第3回国民健康保険運営協議会資料」P3より説明)

会長

説明は終わりました。ご質問・ご意見があれば承ります。

(意見なし)

特に質問等がないようなので、本件については終了します。

続きまして、協議事項「加古川市国民健康保険料の料率の見直しについて」を議題とします。本件は、第1回運営協議会にて市長から諮問があった事項であり、本日の協議の後、答申について委員の皆様にお諮りします。事務局は説明をお願いします。

事務局

(「第3回国民健康保険運営協議会資料」P4～8より説明)

会長

説明は終わりました。ご質問・ご意見があれば承ります。

委員

第2回協議会で質問した県下市町の基金の状況について、詳細な資料を提示していただきありがとうございます。

資料4 ページ令和8年度納付金見込額についてですが、保険料を据え置いた場合、保険料・税は標準保険料率を用いるよりも少なくなることはわかりますが、一般会計繰入金も少なくなる理由を教えてください。

事務局

一般会計繰入金とは、国や県からの財政支援を一般会計に収納し、国保会計に繰入れることを指します。財政支援額はおおよそ保険料と連動しているため、保険料率が低い方が一般会計繰入金も少ない、ということになります。

委員

資料6 ページをみると、県下各市町の基金の状況にかなりばらつきがあるようですが、基金残高が多い市町は、その基金をどのように活用される予定であるか、他市町の基本的な考え方について、加古川市がどうするか参考にしたいと思っておりますので、もしわかれば教えてください。

事務局

各市町の基金の活用方法や予定については把握していません。ただし県下の保険料率が統一される令和12年度以降は、保険料率を抑制するために基金を活用することはできないということが県から示されているため、活用例としては、市町が独自に実施する保健事業や、保険料の収納率が想定より下回った場合に県に納める納付金の一時的な財源とする、といったことが考えられます。

委員

そのような活用方法があるということは、令和12年度からの標準保険料率統一に向けて、基金のあり方については改めて議論・検討が必要と考えます。

また、令和8年度保険料率の事務局案「子ども・子育て支援分については、兵庫県が算定する標準保険料率としたい」ということには同意しますが、他市町で基金残高に余裕があるところは、子ども・子育て支援分増額の緩和策として保険者が半分負担する、といったこともあり得るのですか。

事務局

他市町の状況は把握しておりませんが、県が示す子ども・子育て支援分の標準保険料率を採用しないという選択肢はあり得ると思います。ただし、新しく創設された制度であるため、独自の保険料率を設定することは難しいのではないかと考えます。

会長

確かに県下各市町の状況を見ると、大きな差があると思いましたが、これまで積み重ねた経緯や市町の財政規模によって、基金の使い方も異なるのではと思います。ただし、令和12年以降は保険料率の抑制には使えないということが示されているため、子ども・子育て支援分に基金を充てるということはどうかと、個人的には思いました。新しい制度については、今回の議論を踏まえて、協議会としても注視していきたいと思っております。

委員 資料5ページの基金の状況について、令和7年度決算見込の年度中の積立額見込が令和3年度から6年度までの決算額に対して、かなり多いのはなぜですか。

事務局 令和3年度から6年度中の積立額は、基金を運用している利子です。令和7年度については、この利子に加えて、今年度から実装されるシステム標準化に係る費用に対する交付金が計上されています。システム標準化に係る費用は、令和6年度に基金を財源として約4,000万円を支払っていますが、特別調整交付金という名称で7年度に収納し、基金に戻す仕組みとしています。そのため、令和7年度の積立額はこれまでより大きくなっています。

会長 保険料率の見直しについては概ねご理解いただけたと思います。  
それではこの後、委員の皆様にも、市長からの諮問に対する本協議会の答申についてお諮りしますので、事務局から答申書案の配付と読み上げをお願いします。

事務局 (答申書案を各委員に配付)

事務局 (答申書案の読み上げ)

会長 それでは委員の皆様にお諮りします。答申案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。  
  
(全員挙手)

全員の賛成です。よって、本件はこれをもって決定とします。今後、賛成いただいた答申案により、答申書を作成の上、市長に答申します。答申の方法について事務局より説明をお願いします。

事務局 答申の方法についてですが、本来は会長から直接市長へ手渡しいただくところですが、このたび決議された答申では、料率改定に向けての付記はありますが、新設される子ども・子育て支援分以外については据え置くとの内容であったため、市長への手渡しは行わず、文書送付で事務処理を行う予定としております。  
市長への答申までの間に文言等の軽微な訂正が生じた場合、その確認については、会長に一任とさせていただきます。また、答申書の写しを後日委員の皆様へ送付させていただきます。

会長 以上で本日の議事は終了しました。  
次に、「その他」ですが、委員の皆様から何かあればお伺いします。

委員 来年度の運営協議会開催予定や内容について教えてください。

事務局 開催回数は、今年度と同様の3回を予定しています。議事については、保険料率の見直しに関する継続協議に併せて、次年度はデータヘルス計画の中間評価の時期であるため、こちらについても協議をいただくことを予定しています。

委員 秋頃新聞折込みに入っていたある議員の市議会報告「滞納者に対する丁寧な説明と違法な差し押さえについて」という内容の記事について質問します。  
先ほどの議論にもあったように、保険料を上げるにしても、市民が納得するような形でなければ、この記事のように市に対して不可解な印象をもってしまうのではと感じました。滞納者に対する実際の対応はどのようにしているのでしょうか。

事務局 保険料については、事情があってお支払いいただけていない方もおられますが、支払い能力があると判断できる方については、公平性の観点から差押え等の処分も行っています。  
記事の個別事案について、どのような状況であったのかは把握していませんが、ご指摘のとおり、市にマイナスな印象を受ける方もいることは認識しています。しかしながら、市としては、相談対応も行いつつ、法令を遵守して必要な対応をしております。

会長 次に、事務局から何かありますか。

事務局 (「高額療養費支給申請簡素化案内文」に基づいて説明)

会長 この内容は、被保険者にいつ頃周知されるのでしょうか。

事務局 来年の広報かこがわ2月号に記事を掲載予定です。この案内文については、窓口に来られた方に配付する予定です。

会長 この件につきましてもこの程度にとどめさせていただきます。  
以上をもちまして本日の議事は終了しました。

事務局 今年度の協議会は終了となるため、健康医療部長よりお礼を申し上げます。

健康医療部長 (挨拶)

事務局 最後に事務局より2点、事務連絡をさせていただきます。まず、本日開催されました運営協議会における皆様への報酬に関してですが、来年1月中に振込をさせて

いただく予定です。

次に、車で来られている方で事務局が駐車券をお預かりしていない方は、事務局へお声かけください。

以上をもちまして、令和7年度第3回国民健康保険運営協議会を閉会します。